

寄居町障害者計画
第6期寄居町障害福祉計画
(第2期寄居町障害児福祉計画)
(骨子案)

第Ⅱ部 寄居町障害者計画

第6期寄居町障害福祉計画

(第2期寄居町障害児福祉計画) 1

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって..... | 3 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 4 |
| 2 計画の性格及び位置づけ..... | 5 |
| 3 計画の期間..... | 6 |
| 4 計画の策定体制..... | 6 |
| 第2章 障害者を取り巻く現状と関連制度..... | 9 |
| 1 人口・世帯等の状況..... | 10 |
| 2 障害者の状況..... | 11 |
| 3 「寄居町の障害福祉に関するアンケート調査」の結果..... | 16 |
| 4 関連制度の動向..... | 30 |
| 第3章 障害者計画の基本的な考え方..... | 35 |
| 1 基本理念..... | 36 |
| 2 施策の体系..... | 37 |

第II部 寄居町障害者計画
第6期寄居町障害福祉計画
(第2期寄居町障害児福祉計画)

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は、現行の障害者基本計画において、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を理念に掲げながら、障害福祉サービスをはじめとする障害福祉施策に取り組んでいます。

「寄居町障害者計画・第5期寄居町障害福祉計画(第1期寄居町障害児福祉計画)」(以下、前計画という)の期間内(平成30年度から令和2年度)においても、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立(平成30年6月施行)、ユニバーサル社会実現推進法(ユニバーサル社会の実現に向けた諸政策の総合的かつ一体的な推進に関する法律)の成立(平成30年12月施行)、読書バリアフリー法(視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律)の成立(令和元年6月施行)、「障害者の雇用の促進法等に関する法律」の一部改正(令和元年6月成立 順次施行)、バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の一部改正(令和2年5月成立、令和3年4月施行)、電話リレーサービス法(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律)の成立(令和2年6月施行)など、障害者を取り巻く現状は大きく変化してきました。

一方、福祉における総合的な流れとして、国は障害福祉、高齢者介護、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。

特に前計画においては、障害者差別解消法の成立、障害者権利条約の批准などに対応した施策を充実するとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正されたことを受け、障害のある人が望む地域生活への支援や障害のある児童の支援に関する多様なニーズに対応するためのサービスの新設、障害のある児童のサービスに関わる提供体制の計画的な構築を推進することを目的とした障害児福祉計画を策定しました。

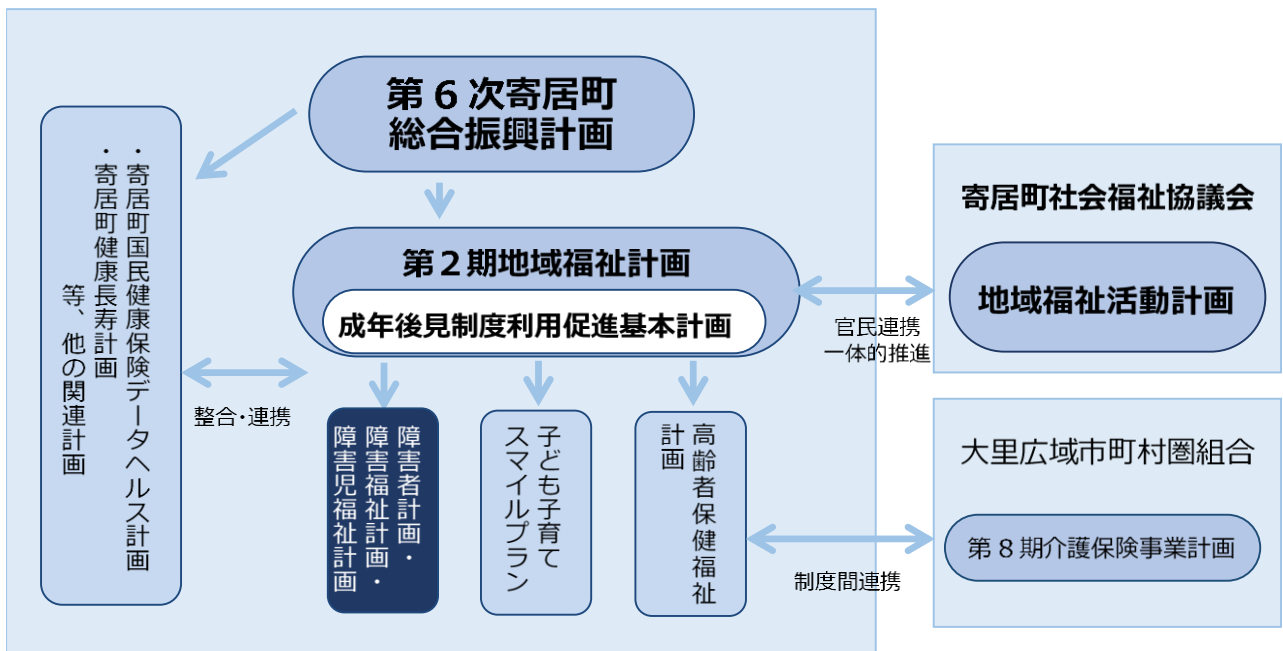
本計画は、こうした法改正の変遷や障害者を取りまく社会情勢等を鑑み、障害者が地域で安心して自立した生活を送り、個性を活かして交流・活動できる環境づくりを目指し、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「寄居町障害者計画・第6期寄居町障害福祉計画(第2期寄居町障害児福祉計画)」(以下、本計画という)を一体的に策定するものです。

2 計画の性格及び位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第3項に規定された「障害のある人のための施策に関する基本的な計画」となる「町障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条に規定された「障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」となる「町障害福祉計画」、改正児童福祉法 33 条の 20 に基づく「町障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、この計画は、第6次寄居町総合振興計画及び第2期寄居町地域福祉計画に基づき、その他町関連計画との整合・連携を図りながら、障害者施策を総合的かつ計画的に推進します。

図表 1 計画の位置づけ



3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度を初年度として、令和5年度までの3か年で、計画課題を解決するための目標を定め、その目標を実現する施策、事業の体系と事業量の数値目標を定めています。なお、他の計画との関係は以下のとおりとなります。

図表2 計画の期間

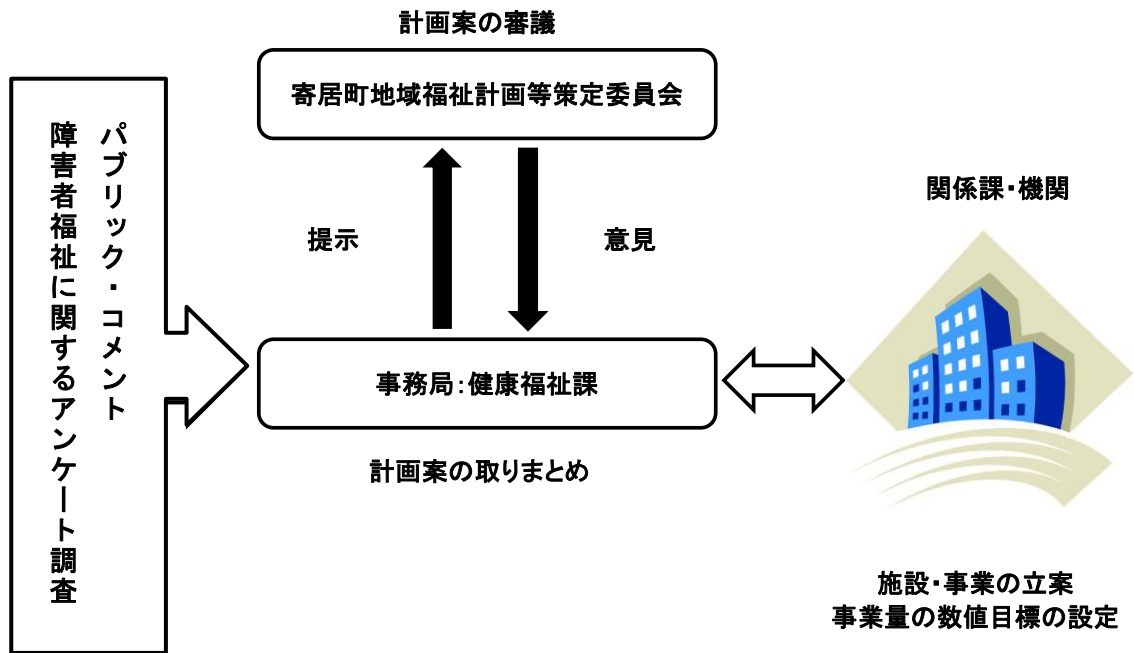
| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第6次寄居町総合振興計画 | 基本構想（平成29年度～令和8年度） | | | | | |
| | 後期基本計画（令和4年度～令和8年度） | | | | | |
| 寄居町地域福祉計画 | （令和3年度～令和7年度） | | | | 次期計画 | |
| 寄居町障害者計画 寄居町障害福祉計画 （寄居町障害児福祉計画） | （令和3年度～令和5年度） | | | 次期計画 | | |
| 寄居町高齢者保健福祉計画 | （令和3年度～令和5年度） | | | 次期計画 | | |
| 大里広域市町村圏組合 第8期介護保険事業計画 | （令和3年度～令和5年度） | | | 次期計画 | | |
| 寄居町国民健康保険 データヘルス計画 | （平成30年度～令和5年度） | | | | | |
| 寄居町子ども・子育て スマイルプラン | （令和2年度～令和6年度） | | | | 次期計画 | |
| 寄居町健康長寿計画 （健康増進計画）（食育推進 計画）（自殺対策計画） | （平成30年度～令和4年度） | | | 次期計画 | | |

4 計画の策定体制

(1) 審議の過程

本計画は、町民の参画と協働を基本とした計画策定の中心機関として「寄居町地域福祉計画等策定委員会」を、また、横断的連携を図るため庁内の関係各課の職員からなる「寄居町地域福祉計画等策定庁内会議」を設置し、計画策定を進めました。

図表 3 計画策定体制



(2) 障害福祉に関するアンケート調査の実施

「寄居町の障害福祉に関するアンケート調査」は、町内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の方を対象に実施し、生活の状況やサービスの利用状況、利用意向などを調査しました。

回収数は755人、有効回収率は40.6%となっています。

なお、本文及び図表内の数値の構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。また、複数の手帳を所持している方がいるため、全体と各障害者数の合計は異なります。

図表4 調査の内容と方法

| 区分 | 身体障害者 | 知的障害者 | 精神障害者 |
|-------|--|-------------------|--------------------------|
| 調査の対象 | 身体障害者手帳所持者 (町内在住) | 療育手帳所持者 (町内在住) | 精神障害者保健福祉手帳所持者 (町内在住) |
| サンプル数 | 1,230人 | 350人 | 280人 |
| 調査方法 | 郵送配布・回収 | | |
| 調査期間 | 令和2年7月10日~29日 | | |
| 調査内容 | ① 介助と介助者の状況について ② 障害の状況について ③ 住まいや暮らしについて ④ 日中活動や就労について ⑤ 障害福祉サービス等の利用について ⑥ 相談相手について ⑦ 権利擁護について | | |
| 有効回収数 | 541人(44.0%) | 126人(36.0%) | 123人(43.9%) |
| | 755人(40.6%) | | |

(3) パブリック・コメントの実施

計画素案を作成後、素案に対する町民の意見や要望等を収集するため、パブリック・コメントを実施します。

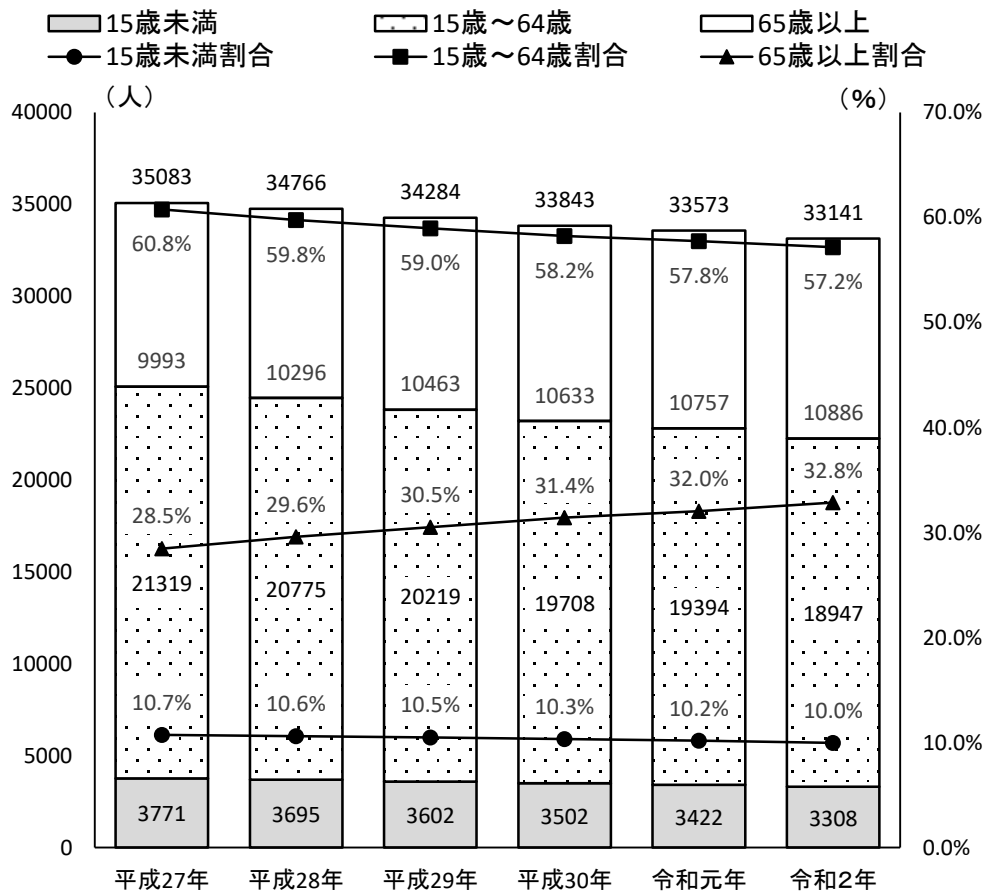
第2章 障害者を取り巻く現状と関連制度

1 人口の状況

本町の総人口（外国人を含む）は、年々減少傾向にあり、平成27年3月31日現在においては35,083人でしたが、令和2年3月31日現在の総人口は33,141人となっています。

年齢別の構成をみると、64歳以下の人口が減少し、65歳以上の高齢者の人口は増加しています。令和2年3月31日現在の高齢者の割合は、32.8%であり、平成27年度における割合28.5%より、4.3ポイント上昇しています。

図表5 人口の推移



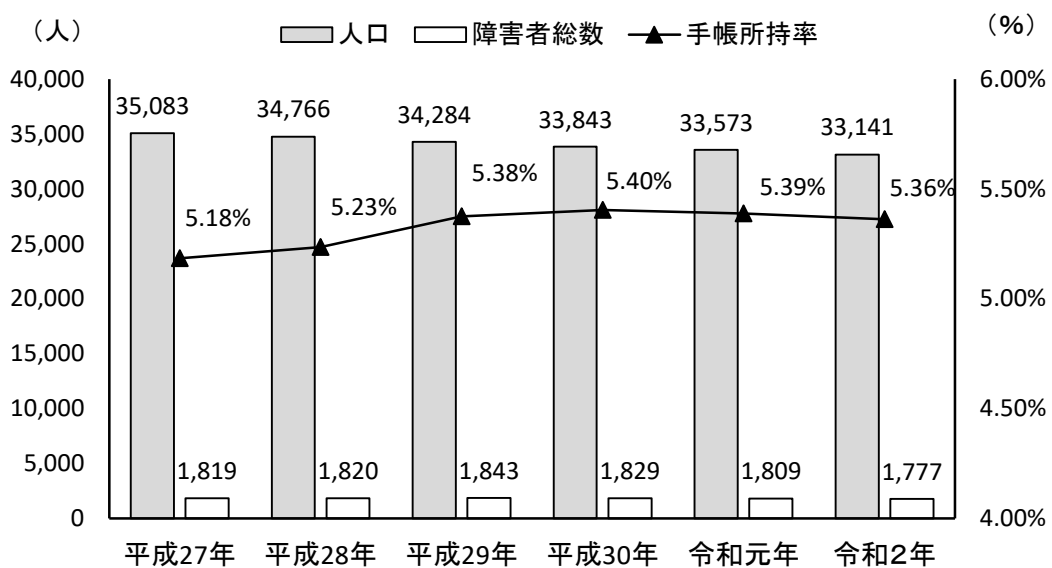
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者数

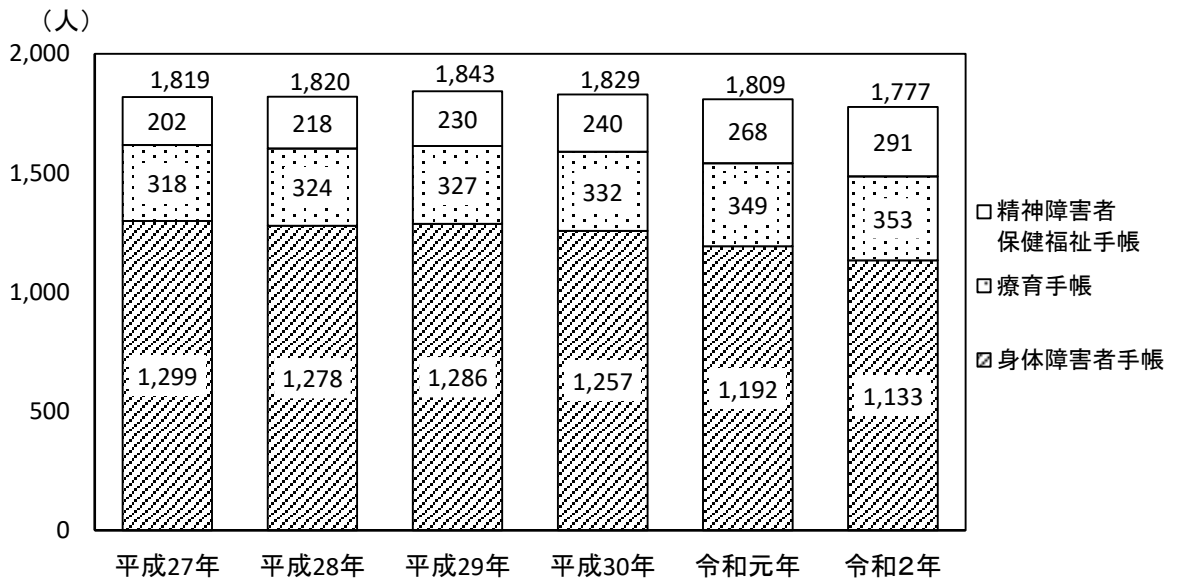
人口減少・高齢化が進む中で、障害者手帳所持率は平成29年度以降、ほぼ横ばいの傾向にあります。しかし、障害種別の内訳をみると、知的障害者と精神障害者についてはやや増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数は平成27年の11.1%に対し令和2年には16.4%と5.3ポイント増加しています。

図表6 障害者手帳の所持者の年次推移



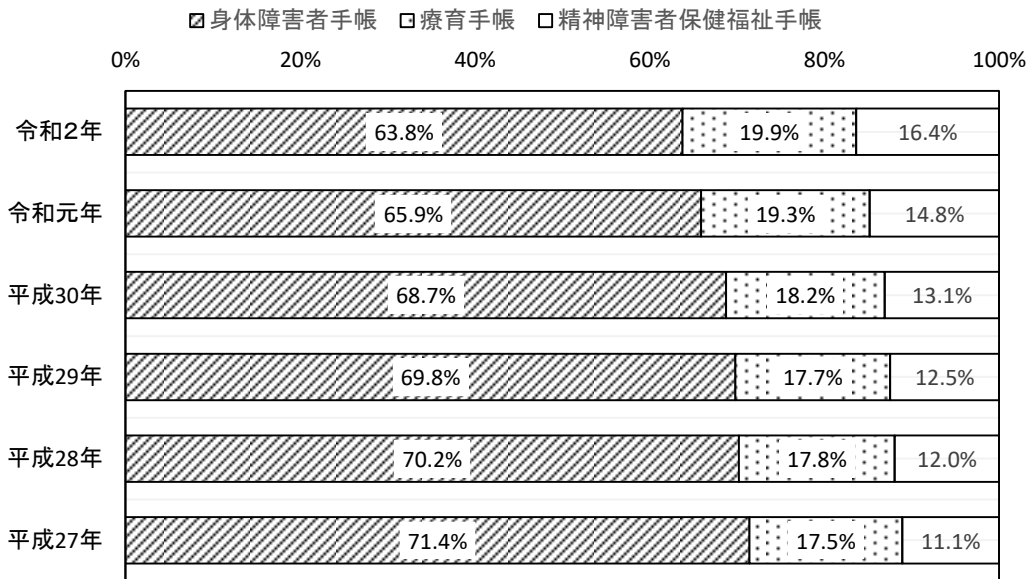
資料：健康福祉課（各年3月31日現在）

図表7 障害者手帳別構成の推移（人数）



資料：健康福祉課（各年3月31日現在）

図表8 障害者手帳別構成の推移（割合）



資料：健康福祉課（各年3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳の等級別所持者（令和2年3月末日現在）

身体障害者手帳の等級別交付状況の内訳をみると、1級が401人と最も多く35.4%となっています。重度障害者である1級・2級を合わせると、568人で50.1%となりほぼ半数となります。

年齢別交付状況をみると、18歳から64歳までが292人で25.8%、65歳以上は821人で72.5%となっています。65歳以上で1級・2級の高齢重度障害者は395人となり34.9%を占めています。

障害種類別交付状況をみると、肢体不自由が581人で51.3%と過半数を超え、内部障害が374人で33.0%となります。

65歳以上で肢体不自由の方は403人となり、身体障害者手帳所持者全体の35.6%、65歳以上で内部障害は289人で同25.5%を占めています。

図表9 身体障害者手帳の等級別所持者数（令和2年3月31日現在）

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 総数 | 構成比 |
|---------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 65歳以上 | 289 | 106 | 139 | 198 | 38 | 51 | 821 | 72.5% |
| 18歳～64歳 | 105 | 53 | 41 | 54 | 25 | 14 | 292 | 25.8% |
| 18歳未満 | 7 | 8 | 2 | 2 | 1 | 0 | 20 | 1.8% |
| 総数(人) | 401 | 167 | 182 | 254 | 64 | 65 | 1,133 | |
| 構成比 | 35.4% | 14.7% | 16.1% | 22.4% | 5.6% | 5.7% | | |

資料：健康福祉課

図表10 身体障害者手帳の障害種類別所持者数（令和2年3月31日現在）

| 区分 | 視覚 | 聴覚・ 平衡機能 | 音声・言 語・そしゃ く機能 | 肢体 不自由 | 内部 | 総数 | 構成比 |
|---------|------|-------------|----------------------|-----------|-------|------|-------|
| 65歳以上 | 51 | 64 | 14 | 403 | 289 | 821 | 72.5% |
| 18歳～64歳 | 20 | 21 | 5 | 162 | 84 | 292 | 25.8% |
| 18歳未満 | 1 | 2 | 0 | 16 | 1 | 20 | 1.8% |
| 総数(人) | 72 | 87 | 19 | 581 | 374 | 1133 | |
| 構成比 | 6.4% | 7.7% | 1.7% | 51.3% | 33.0% | | |

資料：健康福祉課

(3) 療育手帳の等級別所持者（令和2年3月末日現在）

療育手帳の等級別交付状況の内訳をみると、B（中度）が120人と最も多くなっています。次いでC（軽度）が91人となっています。

年齢別交付状況をみると、18歳から64歳が258人で73.1%、18歳未満が61人で17.3%を占めています。

図表11 療育手帳の等級別所持者数（令和2年3月31日現在）

| | ㉠（最重度） | A（重度） | B（中度） | C（軽度） | 総数 | 構成比 |
|---------|--------|-------|-------|-------|-----|-------|
| 65歳以上 | 2 | 9 | 23 | 0 | 34 | 9.6% |
| 18歳～64歳 | 50 | 58 | 85 | 65 | 258 | 73.1% |
| 18歳未満 | 12 | 11 | 12 | 26 | 61 | 17.3% |
| 総数(人) | 64 | 78 | 120 | 91 | 353 | |
| 構成比 | 18.1% | 22.1% | 34.0% | 25.8% | | |

資料：健康福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者（令和2年3月31日現在）

精神障害者保健福祉手帳の等級別交付状況の内訳をみると、2級が163人と最も多く、次いで3級が92人となっています。

年齢別交付状況をみると、18歳から64歳が250人で85.9%を占めています。

図表12 精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数（令和2年3月31日現在）

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 総数 | 構成比 |
|---------|-------|-------|-------|-----|-------|
| 65歳以上 | 13 | 15 | 8 | 36 | 12.4% |
| 18歳～64歳 | 23 | 144 | 83 | 250 | 85.9% |
| 18歳未満 | 0 | 4 | 1 | 5 | 1.7% |
| 総数(人) | 36 | 163 | 92 | 291 | |
| 構成比 | 12.4% | 56.0% | 31.6% | | |

資料：健康福祉課

(5) 自立支援医療受給者証（精神通院用）の受給者数（令和2年3月末日現在）
自立支援医療受給者証（精神通院用）の年齢別受給者数をみると、18歳から64歳が441人で85.4%を占めています。

図表13 自立支援医療受給者証の受給者数（令和2年3月31日現在）

| 区分 | 精神通院 | 構成比 |
|---------|------|-------|
| 65歳以上 | 64 | 13.3% |
| 18歳～64歳 | 411 | 85.4% |
| 18歳未満 | 6 | 1.2% |
| 総数人 | 481 | |

資料：健康福祉課

3 「寄居町の障害福祉に関するアンケート調査」の結果

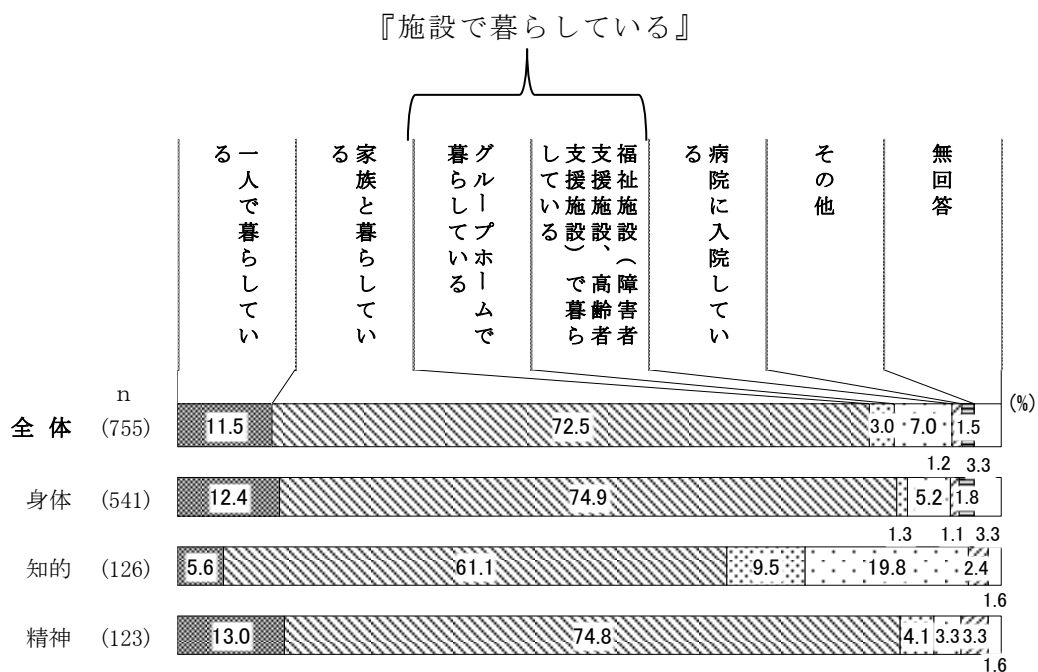
①住まいや暮らし、家族の主な介助について

【現状】

現在の生活状況では、「家族と暮らしている」が72.5%で最も多く、以下、「一人で暮らしている」(11.5%)、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」(7.0%)、「グループホームで暮らしている」(3.0%)となっています。

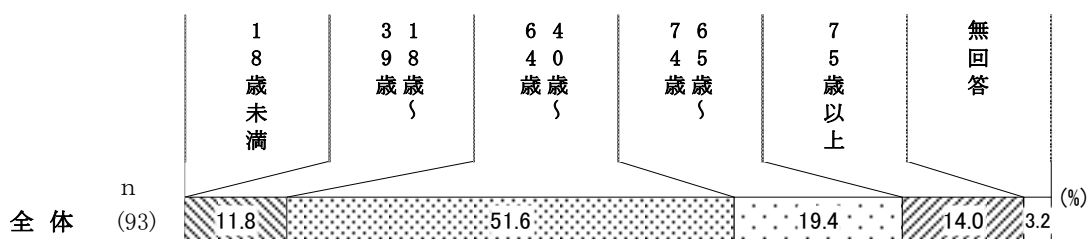
障害種別でみると、『施設で暮らしている』(「グループホームで暮らしている」と「福祉施設で暮らしている」の合計)については、知的障害者が29.3%で高くなっています。

図表14 現在の生活状況 障害種別



主に介助を行う家族の年齢(5区分)では、「40歳~64歳」が51.6%で最も多く、以下、「65歳~74歳」(19.4%)、「75歳以上」(14.0%)、「18歳~39歳」(11.8%)となっています。

図表15 主に介助を行う家族の年齢(5区分)

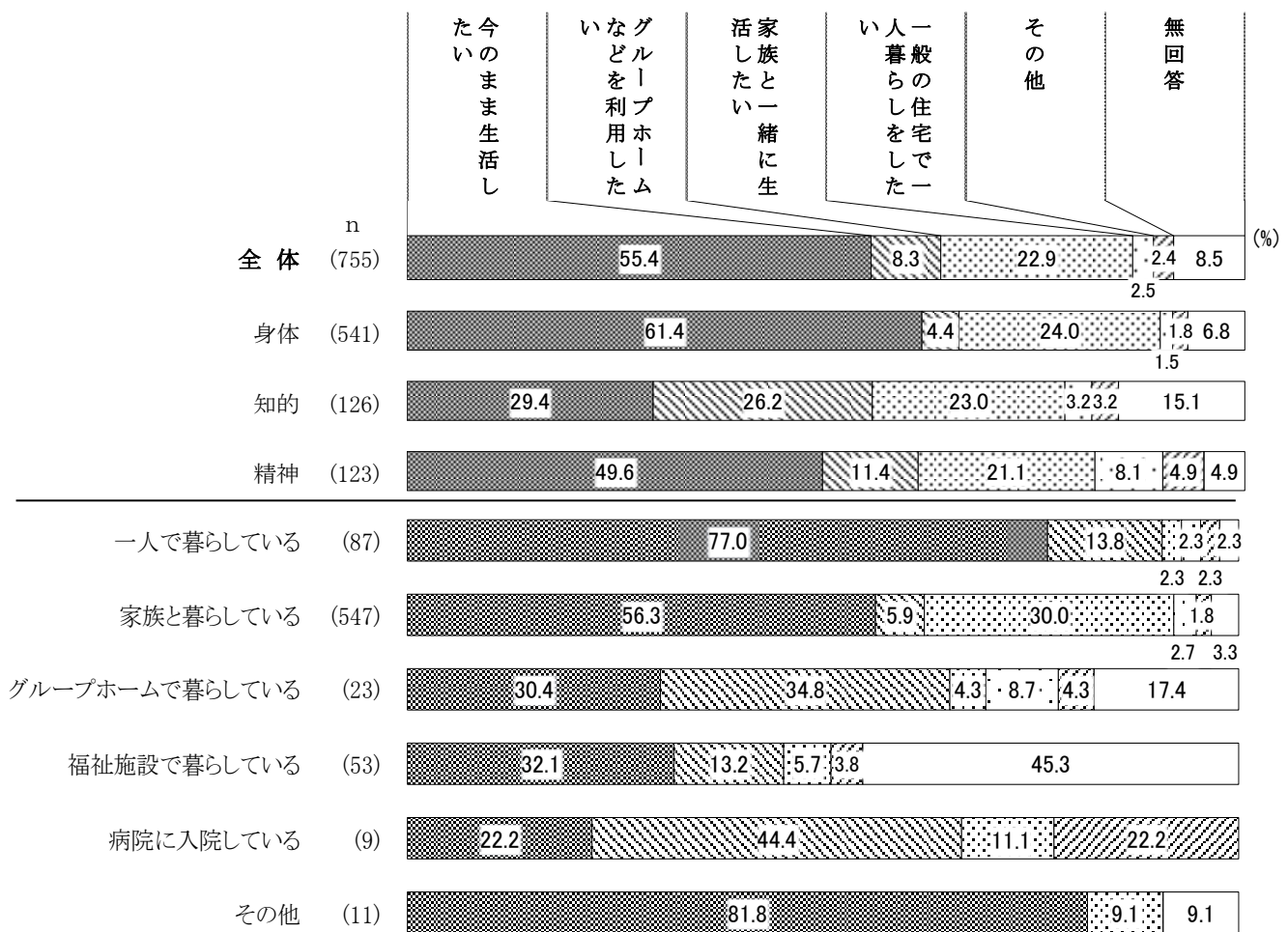


将来、地域で生活したいかでは、「今のまま生活したい」が 55.4%で最も多く、以下、「家族と一緒に生活したい」(22.9%)、「グループホームなどを利用したい」(8.3%)、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」(2.5%)となっています。

障害種別でみると、「グループホームなどを利用したい」については、知的障害者が 26.2%で高くなっています。

現在の生活状況別でみると、家族と暮らしている人のうち、『将来も家族で暮らしたい』(「今のままの暮らしをしたい」と「家族と一緒に暮らしたい」の合計)については、86.3%を占めています。一方、「グループホームなどを利用したい」については、現在一人で暮らしている人で 13.8%、現在家族と暮らしている人で 5.9%となっています。

図表 1 6 将来、地域で生活したいか 障害種別・現在の生活状況別



【課題と方向性】

現状として、家族と暮らしている方が7割以上を占め、将来も家族と同居する生活を希望する人が多いことから、生活支援・充実を図ります。特に、主に介助を行う家族の年齢については、65歳以上が3割以上を占めています。今後も少子・高齢化に伴い、障害者介助・支援に携わる方の年齢が高くなり、介護者・支援者の負担が増加することが予想されます。そのため、ヘルパーや施設職員による介護・支援に加え、ボランティア活動による介助・支援を増加するなど、居宅介護等の充実を図ります。

また、知的障害者を中心に、グループホーム等の共同生活の望む声が高いことから、将来的な需要を鑑み、必要に応じて検討を行っていきます。

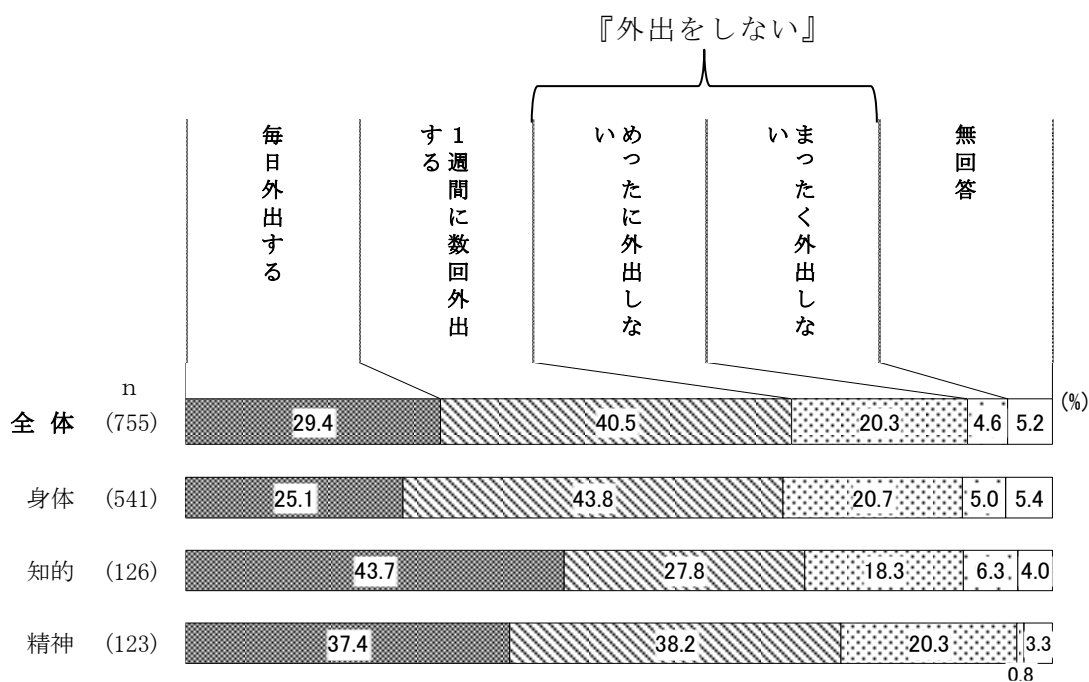
②外出について

【現状】

1週間の外出頻度では、「1週間に数回外出する」が40.5%で最も多く、以下、「毎日外出する」(29.4%)、「めったに外出しない」(20.3%)、「まったく外出しない」(4.6%)となっています。

障害種別でみると、「毎日外出する」については知的障害者が43.7%、精神障害者が37.4%で高くなっています。一方、『外出をしない』(めったに外出をしない」と「まったく外出をしない」の合計)については、いずれも2割半ば前後となっています。

図表17 1週間の外出頻度 障害種別



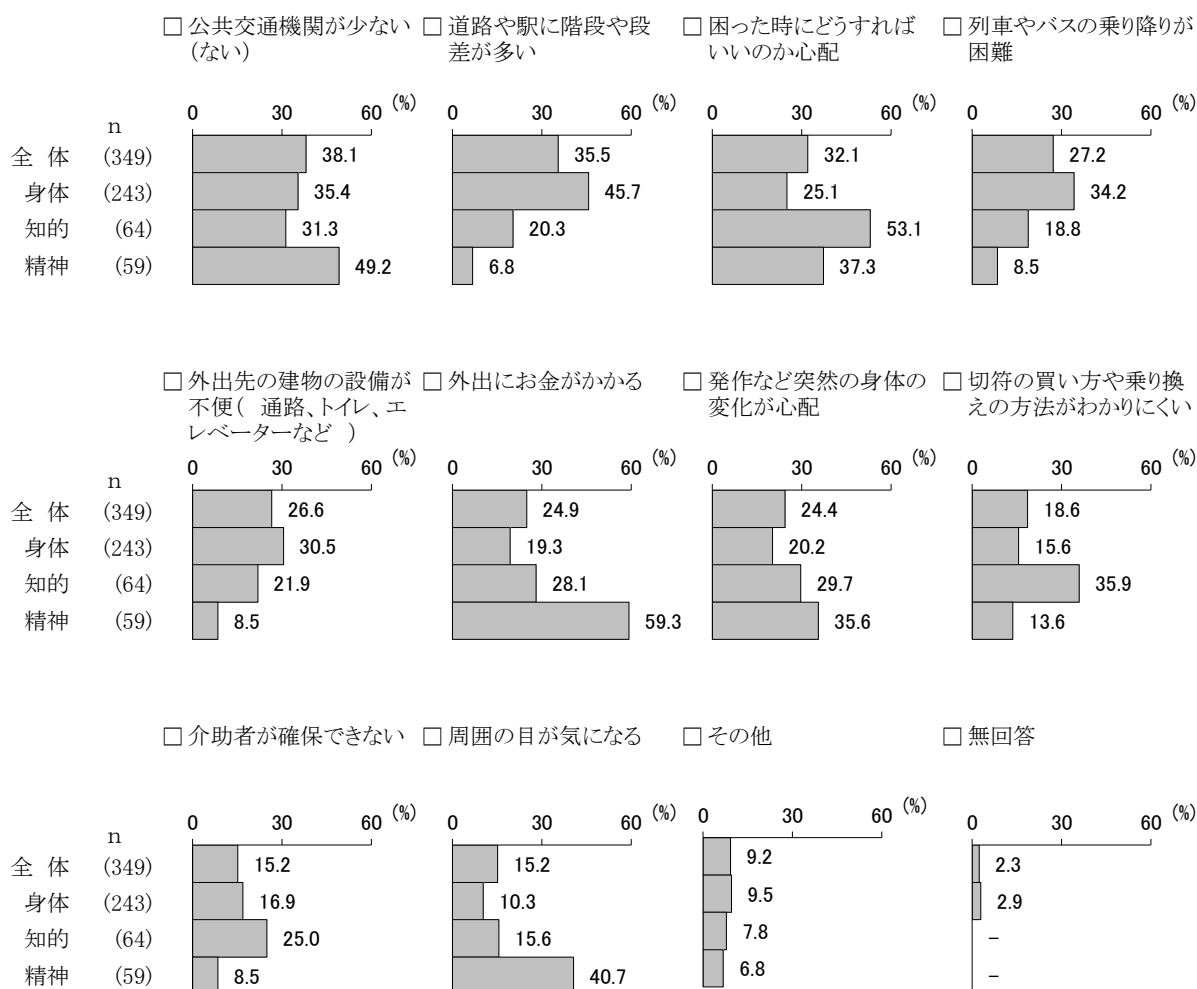
外出する際に困ることでは、「公共交通機関が少ない(ない)」が38.1%で最も多く、以下、「道路や駅に階段や段差が多い」(35.5%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(32.1%)、「列車やバスの乗り降りが困難」(27.2%)となっています。

障害種別で見ると、身体障害者では「道路や駅に階段や段差が多い」(45.7%)、知的障害者では「困った時にどうすればいいのか心配」(53.1%)、精神障害者では「外出にお金がかかる」(59.3%)が最も高くなっています。

図表18 外出する際に困ること 障害種別ごとの上位3項目

| | 1位 | 2位 | 3位 |
|----|-------------------------|------------------------------|----------------------|
| 身体 | 道路や駅に階段や段差が多い(45.7%) | 公共交通機関が少ない(35.4%) | 列車やバスの乗り降りが困難(34.2%) |
| 知的 | 困った時にどうすればいいのか心配(53.1%) | 切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい(35.9%) | 公共交通機関が少ない(31.3%) |
| 精神 | 外出にお金がかかる(59.3%) | 公共交通機関が少ない(49.2%) | 周囲の目が気になる(40.7%) |

図表19 外出する際に困ること 障害種別



【課題と方向性】

全体として7割近くの方が、毎日あるいは1週間に数回外出をしています。しかし、外出する際に困ることについては、それぞれの障害種別ごとに、上位項目に違いが見られるため、障害の特性に応じた支援の必要性が見受けられます。そのため、設備・施設などのハード面だけでなく、制度や情報提供体制などのソフト面も考慮にいたれたバリアフリー化を推進します。

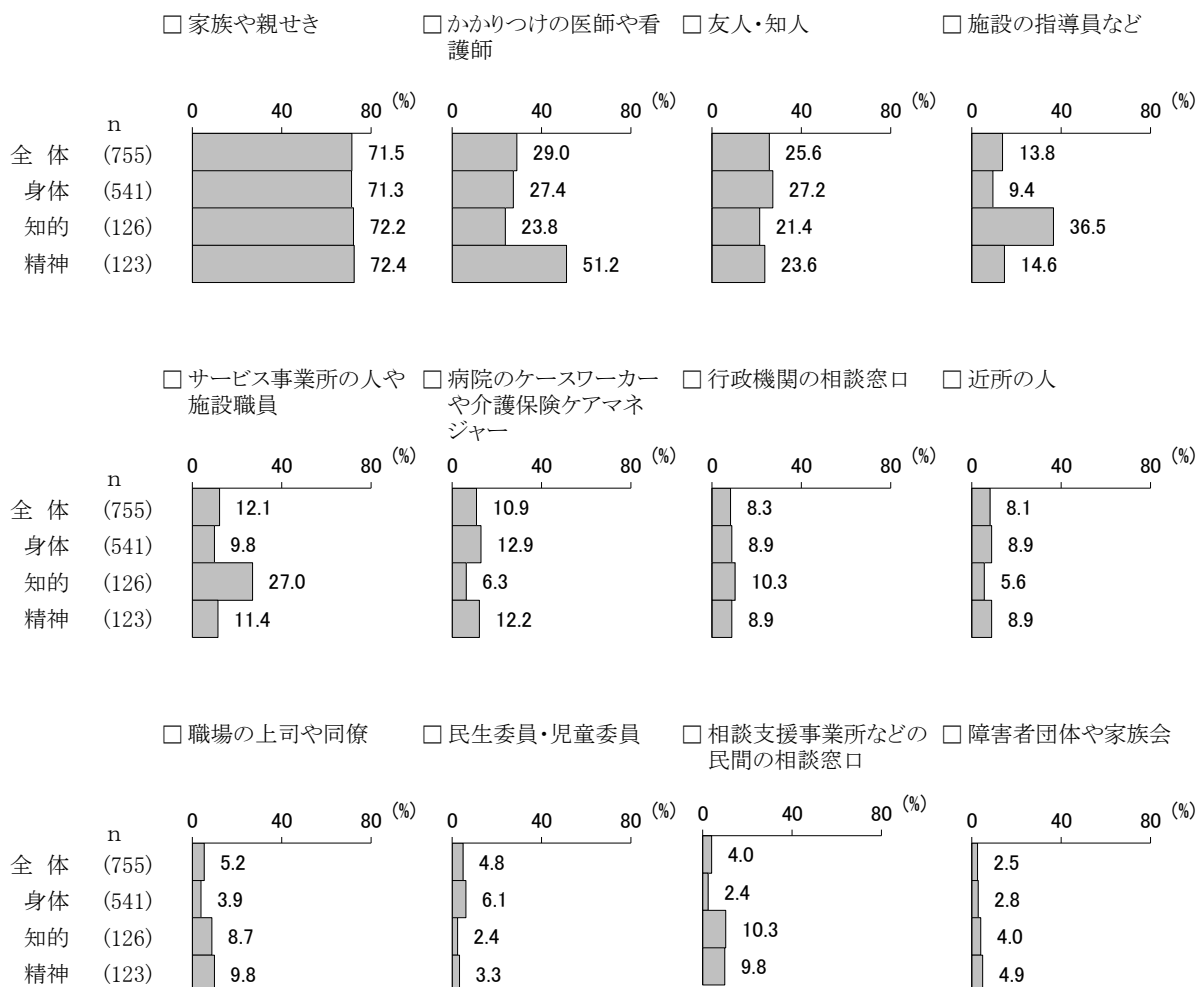
③ 相談・情報提供体制について

【現状】

悩みや困り事の相談相手では、「家族や親せき」が71.5%で最も多く、以下、「かかりつけの医師や看護師」(29.0%)、「友人・知人」(25.6%)、「施設の指導員など」(13.8%)となっています。

障害種別でみると、「かかりつけの医師や看護師」については精神障害者が51.2%で高くなっています。また、「施設の指導員」については知的障害者が36.5%、「サービス事務所の人や施設職員」は知的障害者が27.0%で高くなっています。

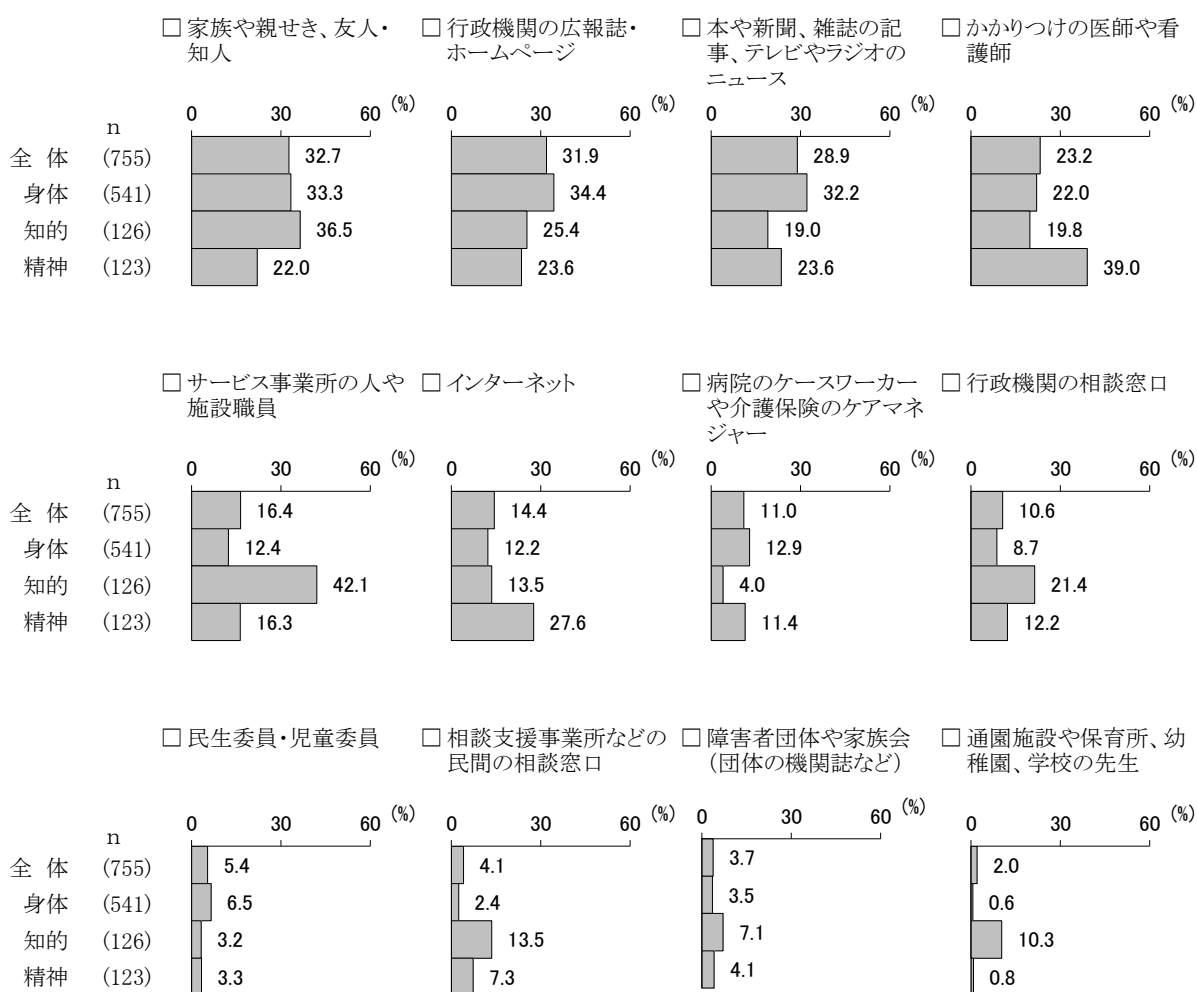
図表 20 悩みや困り事の相談相手（上位 12 項目） 障害種別



障害のことや福祉サービスの情報の入手先では、「家族や親せき、友人・知人」が32.7%で最も多く、以下、「行政機関の広報誌・ホームページ」(31.9%)、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(28.9%)、「かかりつけの医師や看護師」(23.2%)となっています。

障害種別でみると、「サービス事業所の人や施設職員」は知的障害者が42.1%で高くなっています。また、「かかりつけの医師や看護師」については精神障害者が39.0%、「インターネット」については精神障害者が27.6%、「行政機関の相談窓口」については知的障害者が21.4%で高くなっています。

図表 2 1 障害のことや福祉サービスの情報の入手先（上位 12 項目） 障害種別



【課題と方向性】

相談相手と情報の入手先のいずれにおいても、「行政機関の相談窓口」と回答した人は1割程度であり、相談・情報提供機関としての行政の認知度は高くはありません。福祉の問題に関わる総合的な窓口として、体制の整備と周知を図る必要があります。

また、障害種別ごとの相談先や情報の入手先に違いが見られるように、障害の特性に応じた対応が必要となることから、精神保健福祉士や相談支援専門員などによる専門的な相談支援体制や、年齢や障害種別などによって得られる情報の量や質に差が生まれることのない情報提供体制を強化します。

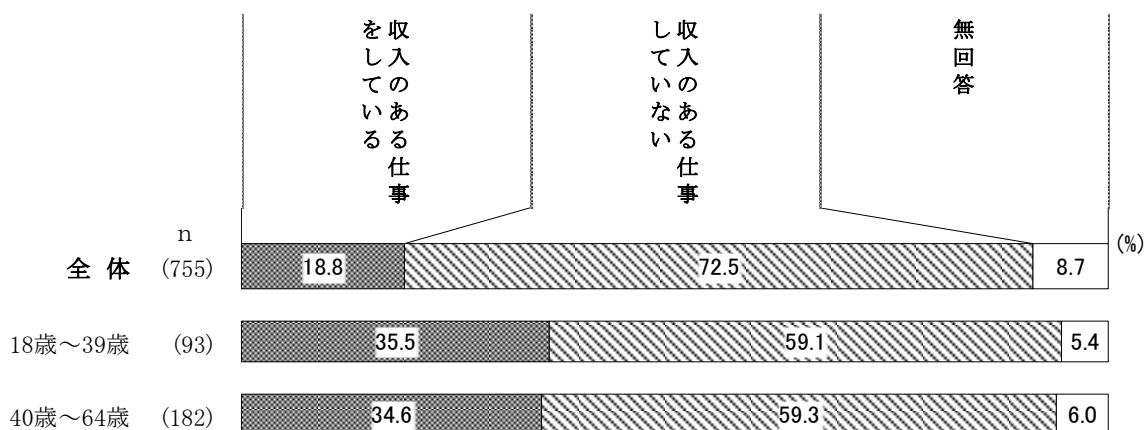
④ 就労状況について

【現状】

平日の日中の過ごし方において、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」(＝「収入のある仕事をしている」)と回答した人は、全体で 18.8% でした。

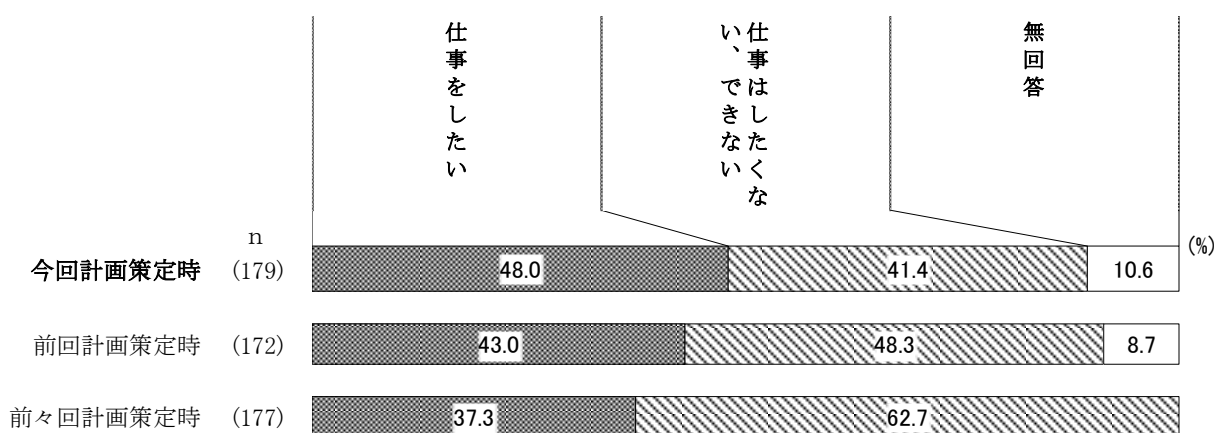
年齢別で見ると、18～39 歳と 40～64 歳がいずれも 3 割半ばとなっています。

図表 2 2 就労状況 年齢別



また、年齢が 18～64 歳で、「収入のある仕事をしていない」人に対し、今後収入のある仕事をしたいかについて聞いたところ、「仕事をしたい」と回答した人は、全体で 48.0% でした。経年で比較すると、「仕事をしたい」については、前回よりも 5.0 ポイント高くなっています。

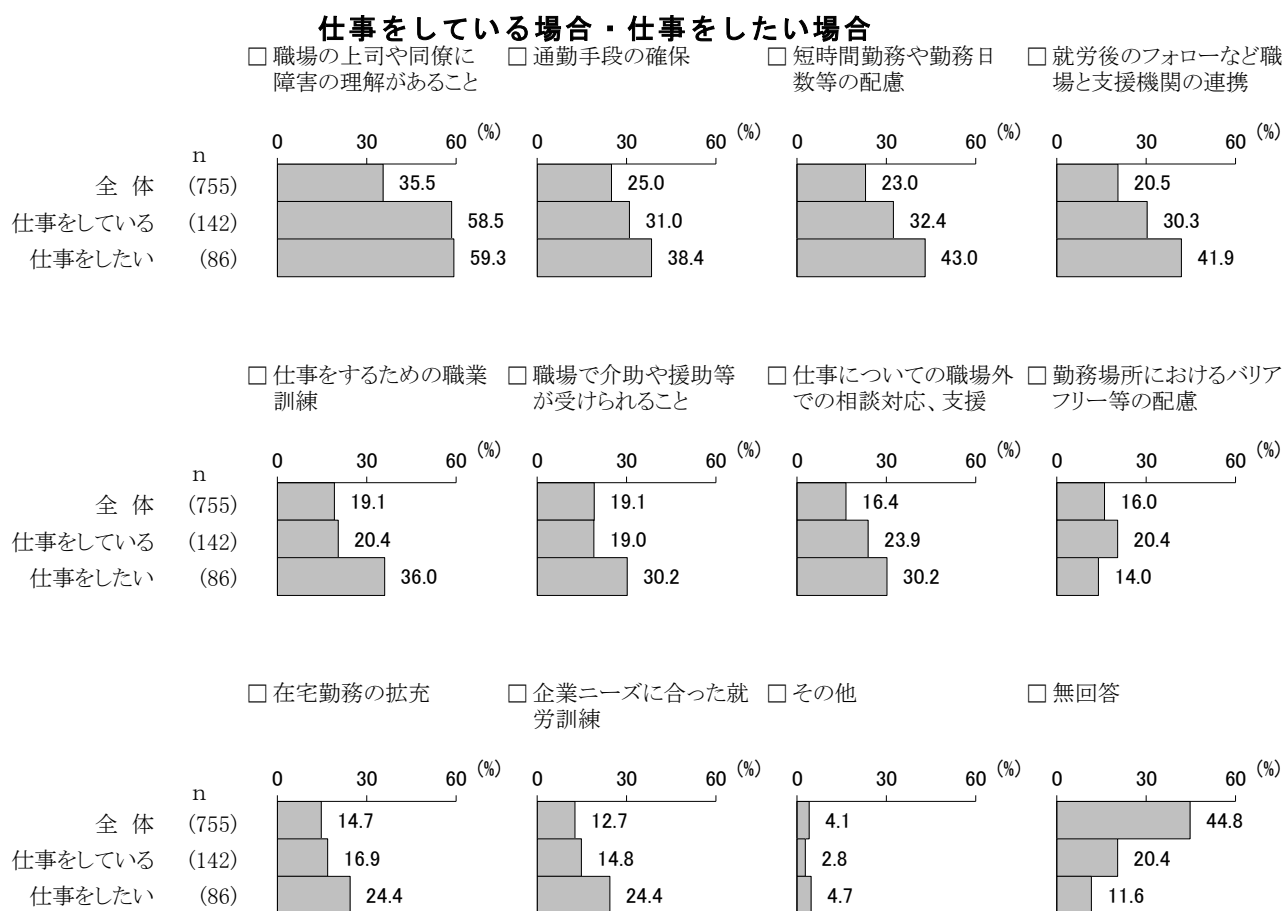
図表 2 3 就労意向 経年比較



障害者の就労支援として必要だと思うことでは、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が35.5%で最も多く、以下、「通勤手段の確保」(25.0%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(23.0%)、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」(20.5%)となっています。

特に、現在収入のある仕事をしている人と、今後収入のある仕事をしたい人に絞ってみると、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」がどちらも6割近くで高くなっています。また、仕事をしたい人においては、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(43.0%)や「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」(41.9%)が高くなっています。

図表 2 4 障害者の就労支援として必要だと思うこと



【課題と方向性】

18歳～64歳で、収入のある仕事をしている人は3割半ばとなっており、現在収入のある仕事をしていない人でも、就労を希望する人の割合は前回・前々回に比べ増えています。

障害者の社会進出に向けては、それぞれ職場において、周囲が障害に理解を示すことが最も重要となるため、雇用促進に向けた啓発や仕組みづくりなどの取組を行っています。また、今後の就労をしたいと考えている人に対しては、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」や「仕事をするための職業訓練」など、就労前後における継続的な支援に努めます。

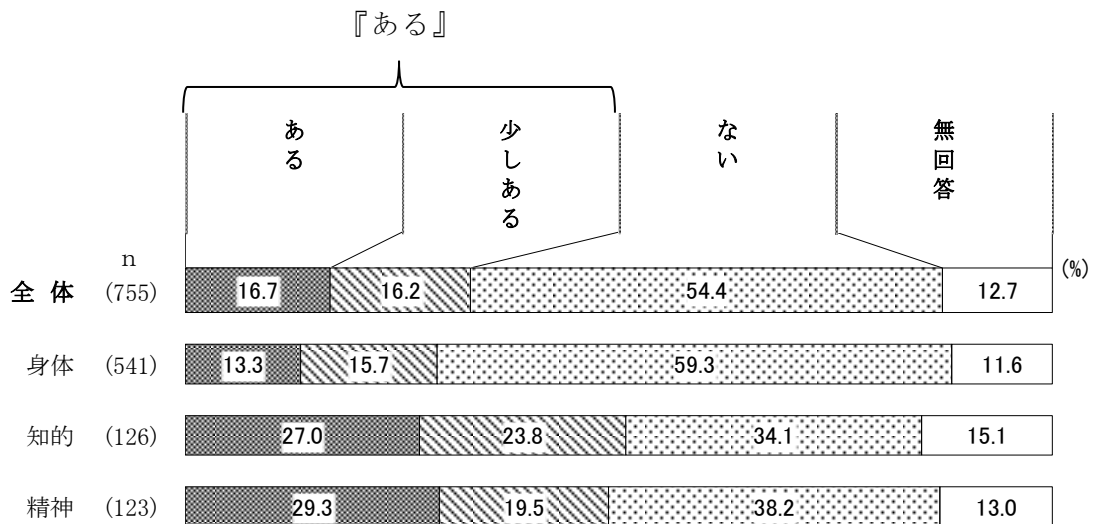
⑤ 障害者に対する差別・権利擁護について

【現状】

差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかでは、「ある」が16.7%、「少しある」が16.2%、「ない」が54.4%となっています。

障害種別でみると、『ある』（「ある」と「少しある」の合計）については、知的障害者が50.8%、精神障害者が48.8%で高くなっています。

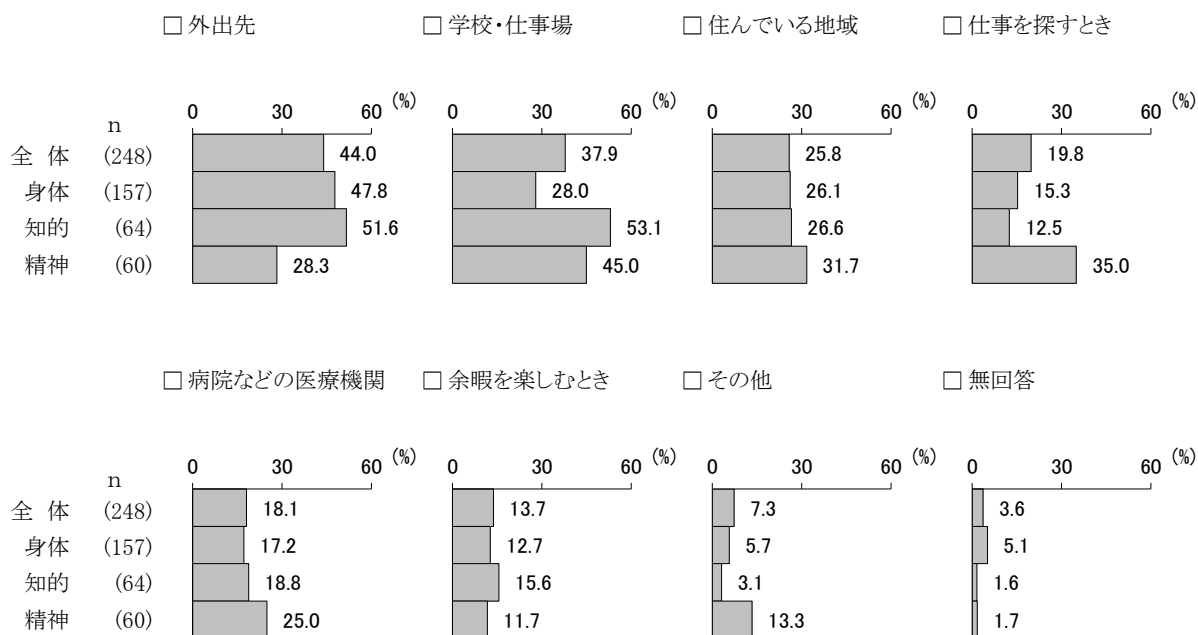
図表 2 5 差別や嫌な思いをする(した)ことがあるか 障害種別



また、どのような場所で差別や嫌な思いをしたかでは、「外出先」が44.0%で最も多く、以下、「学校・仕事場」(37.9%)、「住んでいる地域」(25.8%)、「仕事を探すとき」(19.8%)となっています。

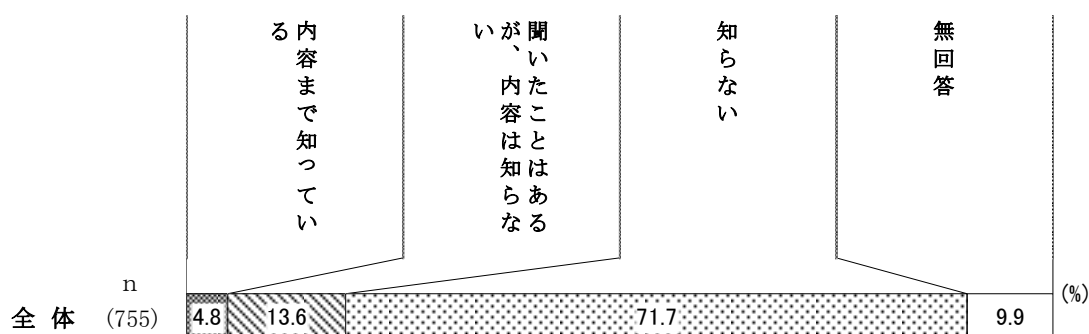
障害種別でみると、「学校・仕事場」については知的障害者が53.1%、「仕事を探すとき」については精神障害者が35.0%で高くなっています。

図表 2 6 どのような場所で差別や嫌な思いをしたか 障害種別



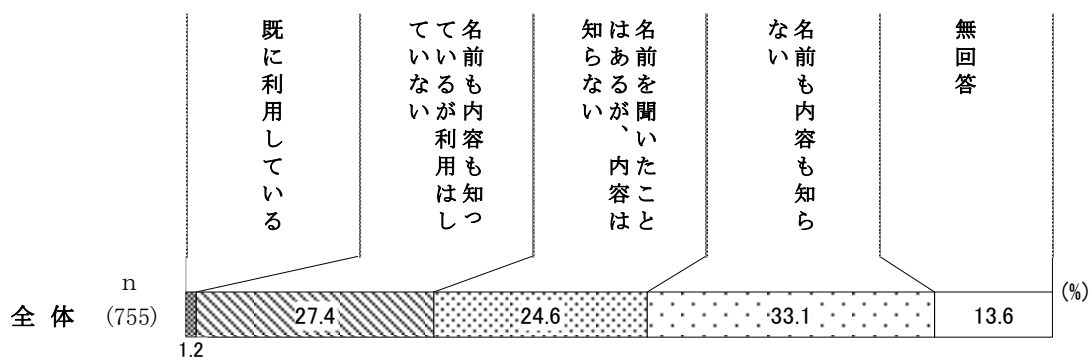
合理的配慮の認知度では、「内容まで知っている」が4.8%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が13.6%、「知らない」が71.7%となっています。

図表 2 7 合理的配慮の認知度



成年後見制度について知っているかでは、「既に利用している」が 1.2%、「名前も内容も知っているが利用はしていない」が 27.4%、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 24.6%、「名前も内容も知らない」が 33.1%となっています。

図表 2 8 成年後見制度の認知度



【課題と方向性】

地域生活において、障害者の3人に1人が、「外出先」や「学校・仕事先」等を中心に、差別や嫌な思いをする（した）ことがあります。このことから、差別や偏見の解消のため、障害への正しい知識の取得や理解の促進に向けた啓発活動を引き続き推進します。

また、障害者自身においても内容まで合理的配慮について認知している人は1割未満となっています。誰もが住みやすい社会の地域の実現に向けては、障害者自身が実質上の平等を実現するために、行政や民間事業者が合理的な配慮をするように努めていくことが重要となります。本町においても、引き続き窓口対応などにおいて適切な配慮の提供に努めます。

さらに、成年後見制度の内容まで理解している人は3割未満でした。障害により判断能力が不十分な人の財産や権利の保護に向けて、制度の周知と活用の促進に努めます。

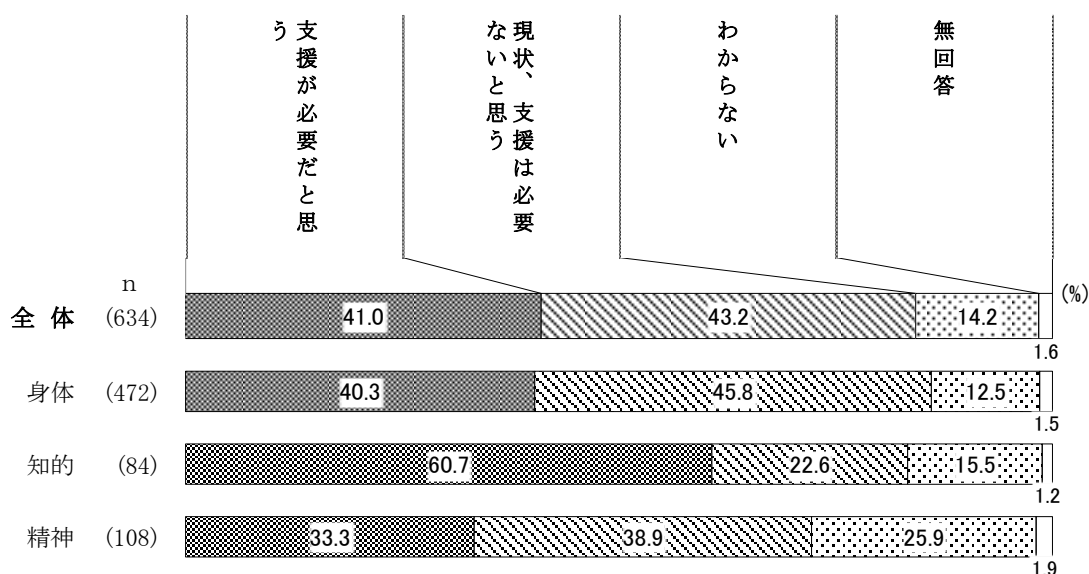
⑥災害時について

【現状】

一人で暮らしている、又は家族と暮らしている人のうち、災害時、自宅から避難する際に、誰かの支援が必要かでは、「支援が必要だと思う」が41.0%、「現状、支援は必要ないと思う」が43.2%、「わからない」が14.2%でした。

障害種別でみると、「支援が必要だと思う」については知的障害者が60.7%で高くなっています。

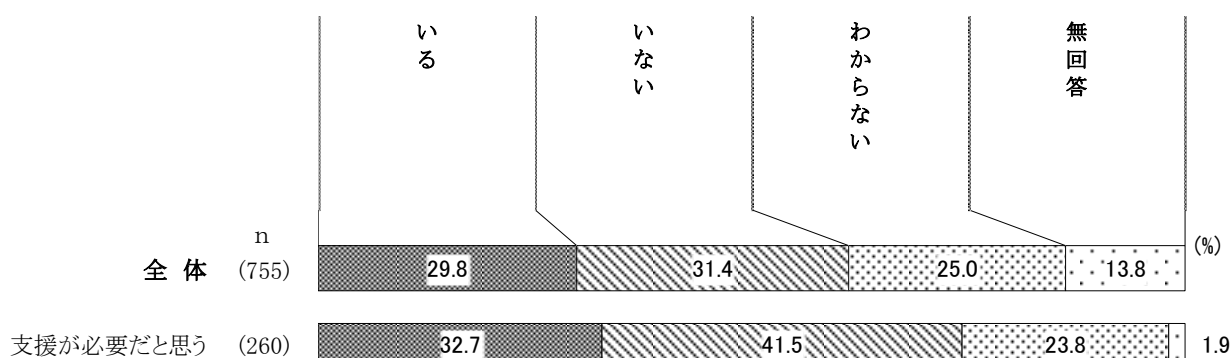
図表 29 災害時、自宅から避難する際に、誰かの支援が必要か 障害種別



また、近所にあなたを助けてくれる人がいるかでは、「いる」が29.8%、「いない」が31.4%、「わからない」が25.0%でした。

特に、災害時、自宅から避難する際に、誰かの「支援が必要だと思う」と回答した人に絞ってみると、近所にあなたを助けてくれる人が「いない」と回答した人は、41.5%となっています。

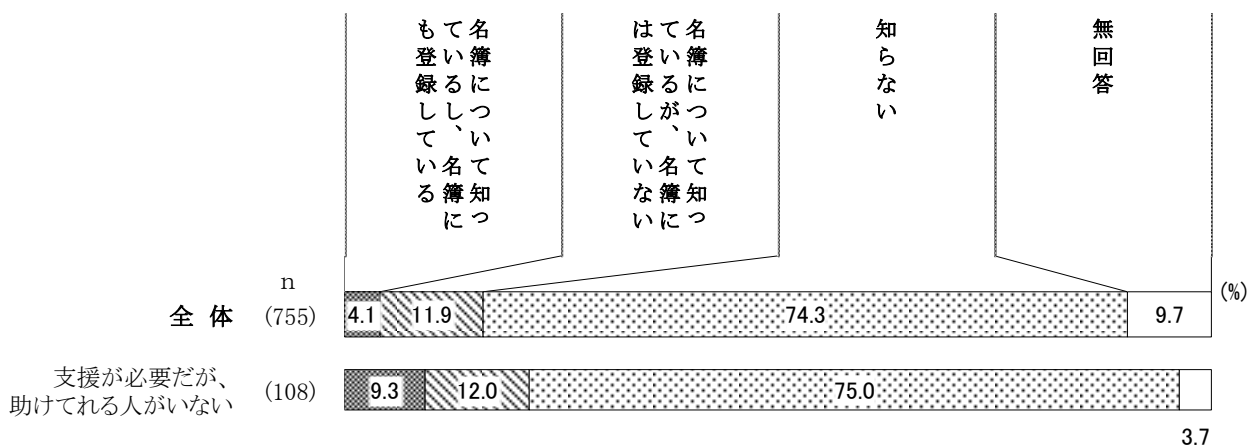
図表 30 近所にあなたを助けてくれる人がいるか 支援が必要だと思う場合



災害時避難行動要支援者名簿の認知度では、「名簿について知っているし、名簿にも登録している」が4.1%、「名簿について知っているが、名簿には登録していない」が11.9%、「知らない」が74.3%でした。

特に、災害時、自宅から避難する際に、誰かの「支援が必要だと思う」と回答し、なおかつ近所にあなただけを助けてくれる人が「いない」と回答した人に絞ってみると、避難行動要支援者名簿を「知らない」と回答した人は75.0%を占めています。

図表 3 1 災害時避難行動要支援者名簿の認知度
支援が必要だが、助けてくれる人がいない場合



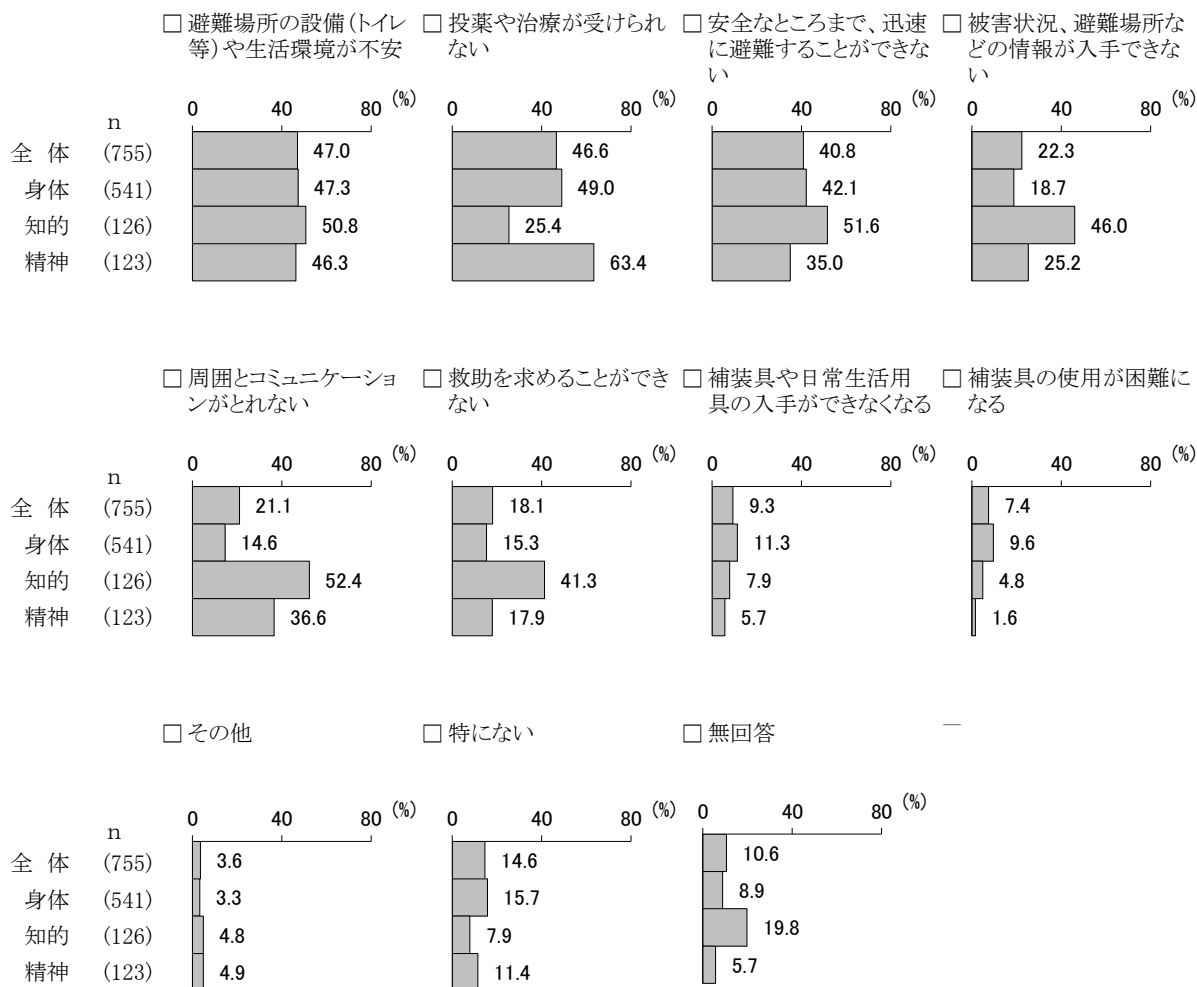
火事や地震等の災害時に困ることでは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が47.0%で最も多く、以下、「投薬や治療が受けられない」（46.6%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（40.8%）、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」（22.3%）となっています。

障害種別でみると、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」は3障害に共通して高くなっていました。その他、身体と知的では「安全なところまで、迅速に避難することができない」、知的と精神では「周囲とコミュニケーションがとれない」、身体と精神では「投薬や治療が受けられない」がそれぞれ上位3位となっています。

図表 3 2 火事や地震等の災害時に困ること 障害種別ごとの上位3項目

| | 1位 | 2位 | 3位 |
|----|---------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 身体 | 投薬や治療が受けられない (49.0%) | 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安 (47.3%) | 安全なところまで、迅速に避難することができない (42.1%) |
| 知的 | 周囲とコミュニケーションがとれない (52.4%) | 安全なところまで、迅速に避難することができない (51.6%) | 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安 (50.8%) |
| 精神 | 投薬や治療が受けられない (63.4%) | 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安 (46.3%) | 周囲とコミュニケーションがとれない (36.6%) |

図表 3 3 火事や地震等の災害時に困ること 障害種別



【課題と方向性】

災害時、自宅から避難する際に、誰かの支援を必要とする人は、知的障害者を中心に全体で4割程度なっています。このように災害時に自力での避難が困難な人を、あらかじめ地域で把握することは、すべての人の円滑かつ迅速な避難の確保に向けて不可欠です。そのため、本町ではこれらの方に対し、あらかじめ同意の上で災害時避難行動要支援者名簿に登録していただき、その情報を消防署や警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織などと共有して、緊急時の避難支援や安否確認などに活用するための取組を進めてきました。しかし、災害時、自宅から避難する際に、誰かの「支援が必要だと思う」と回答し、なおかつ近所にあなただけを助けてくれる人が「いない」と回答した人でも、災害時避難行動要支援者名簿の認知度は2割半ば程度にとどまっています。このことから、名簿の周知について引き続き努めていきます。

また、火事や地震等の災害時に困ることについては、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」や「投薬や治療が受けられない」など設備・備えに関する課題と、「安全なところまで、迅速に避難することができない」や「周囲とコミュニケーションがとれない」などの制度・仕組みに関する課題の2軸が中心に挙げられています。避難所の整備においては、障害特性に応じて、ハード面とソフト面の両軸からの推進を図ります。

4 関連制度の動向

(1) 国の動向

我が国の障害者施策は、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、その推進が図られてきました。昭和 58 年、「国際障害者年」を受けて、「国連障害者の十年」が宣言されたことを踏まえ、我が国初の障害者施策に関する長期計画が策定されました。以来、我が国では、障害のある人の自立と社会参加に関する施策について計画を策定し、これに基づきその総合的かつ計画的な実現を図るという取組が進められています。

今日に至るまでの主要な動向として、平成 15 年に、福祉サービス利用のしくみを、措置から契約への変換を図った支援費制度が始まり、障害者福祉施策は大きな変革の時を迎えました。平成 16 年には「障害者基本法」が改正され、「障害を理由とする差別の禁止」が明記されると同時に、都道府県及び区市町村における障害者計画の策定が義務づけられました（区市町村は平成 19 年 4 月から施行）。また、同年には、発達障害のある人の社会参加を支援するため「発達障害者支援法」が制定されています。

平成 17 年には「障害者自立支援法」が制定され、身体・知的・精神の 3 障害に関するサービスを一元化するとともに、施設体系を再編し、総合的かつ計画的なサービス提供体制の確保を区市町村の責務としました。

平成 23 年 8 月には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という理念のもと、障害者基本法の一部が改正され、精神障害に発達障害を含むことを明らかにされ、障害者の範囲も拡大しています。そして、差別の禁止や、国及び地方公共団体が、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するように努めなければならないとされました。その後、平成 24 年 6 月には、障害者自立支援法が「障害者総合支援法」に改められ、難病患者等が障害福祉サービスの給付対象に含まれました。

そして、平成 28 年の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害のある人が望む地域生活への支援や障害のある児童の支援に関する多様なニーズに対応するためのサービスの新設、障害のある児童のサービスに関わる提供体制の計画的な構築を推進することを目的とした障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

これらに加え、前計画の計画期間内においても、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立（平成 30 年 6 月施行）、ユニバーサル社会実現推進法（ユニバーサル社会の実現に向けた諸政策の総合的かつ一体的な推進に関する法律）の成立（平成 30 年 12 月施行）、読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律）の成立（令和元年 6 月施行）、「障害者の雇用の促進法等に関する法

律」の一部改正（令和元年6月成立 順次施行）、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の一部改正（令和2年5月成立、令和3年4月施行）、電話リレーサービス法（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律）の成立（令和2年6月成立、施行）など、障害者を取り巻く現状は大きく変化してきました。

図表 3 4 障害福祉に関連する制度の最近の主な動向

| | |
|---|---|
| <p>国「障害者基本計画（第4次）」の策定（平成30年3月）</p> | <p>計画期間は平成30年度～令和5年度。計画の基本的方向として、①社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進、②障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保、③障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進、④着実かつ効果的な実施のための成果目標の充実などを提示。</p> |
| <p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立（平成30年6月成立、施行）</p> | <p>障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進と、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を規定。</p> |
| <p>「ユニバーサル社会実現推進法」の成立（平成30年12月成立、施行）</p> | <p>正式名称は「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」。「ユニバーサル社会」を障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会と定義。ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを規定。</p> |
| <p>「読書バリアフリー法」の施行（令和元年6月成立、施行）</p> | <p>正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを規定。</p> |
| <p>「障害者の雇用の促進法等に関する法律」の一部改正（令和元年6月成立 順次施行）</p> | <p>障害者の雇用を一層促進するため、自ら率先して障害者を雇用するよう努めることを国及び地方公共団体の責務として規定。また、民間事業者における短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を規定。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>「バリアフリー法」の一部改正（令和2年5月成立、令和3年4月施行）</p> | <p>正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化とともに、国民に向けた広報啓発の取組促進を規定。また、今回新たに市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項を追加。</p> |
| <p>「電話リレーサービス法」の成立（令和2年6月成立、施行）</p> | <p>正式名称は「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律。国による基本方針の策定と、聴覚障害者が手話通訳士などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」（パソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの）を制度化し、交付金制度の創設。</p> |
| <p>地域共生社会の実現のための「社会福祉法」等の一部改正（令和2年6月成立、令和3年4月施行）</p> | <p>地域共生社会の実現を図るため、地域における包括的相談体制の強化、アウトリーチによる引きこもり対応強化、住民同士の交流拠点の開設支援、関係機関の連携による一体的支援などによる、「重層的支援体制整備事業」の創設。</p> |

◎第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針（令和2年5月）

【主なポイント】

- 地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・日中サービス支援型共同生活援助により常時の支援体制を確保するなど、地域生活の継続を可能にする体制を確保。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神病床から退院後の地域における平均生活日数を成果目標に追加。
 - ・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進（連携体制の構築、依存症の理解促進等）。
- 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・就労移行支援、就労継続支援A・B型の成果目標を整理。就労定着支援事業の利用促進。
 - ・農福連携の推進、大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進、高齢障害者に対する就労支援。
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。
- 発達障害者支援の一層の充実
 - ・ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の確保。
 - ・発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保。
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
 - ・難聴児の支援体制の構築。児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を整理。
 - ・重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズ把握。
- 相談支援体制の充実・強化等
 - ・相談支援体制の検証・評価を行い、各機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う体制を確保。
- 障害者の社会参加を支える取組
 - ・都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進。
 - ・視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進。
- 障害福祉サービス等の質の向上
 - ・サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集するなどの取組体制を構築。
- 障害福祉人材の確保
 - ・研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場の魅力の積極的な周知
 - ・広報等の取組。

(2) 地域共生社会

福祉における総合的な流れとして、国は障害福祉、高齢者介護、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。

令和2年には、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

図表35 「地域共生社会」とは



出典：厚生労働省

第3章 障害者計画の基本的な考え方

1 基本理念

『障害者基本法』では、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害の有無にかかわらず、一人ひとりを大切にする社会をつくるために、自立や社会参加の支援等のための施策を推進することを目的にしています。

また、国では、福祉の総合的な流れとして、地域共生社会という、制度や分野の枠や「支える」「支えられる」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とのつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って、助けあいながら暮らしていくことができる地域や社会を創ることを理念として掲げています。

本町では、「支えあい 地域共生のまち よろい」を計画目標(基本理念)に掲げ、地域みんなで支えあい、障害の有無にかかわらず、一人ひとりを大切にするまちづくりを進めてきました。目指す方向性に変わりはないことから、本計画においても「支えあい 地域共生のまち よろい」を継承していくこととします。

【計画目標（基本理念）】

すべての人が支え合う、地域共生のまち よろい

【基本目標】

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 1 | 障害の発生予防・早期発見 |
| 基本目標 2 | 自律の促進 |
| 基本目標 3 | 総合的な支援体制の確立 |

2 施策の体系

また、本計画目標を実現するために、国や県の動向、本町の現状、課題を踏まえて、3つの基本目標を柱とした各施策を展開していきます。本計画では、障害者支援のさらなる充実を図り、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域共生社会の現実を目指します。

